

沼津市新中間処理施設整備基本構想

【 資 料 】

本事業に適用可能な事業方式の概要

平成25年12月

1 直営（単年度委託）方式

項目	概要
施設の所有	施設の所有者は、建設・運営期間を通して市となります。
資金調達	交付金、起債、一般財源等により市が費用を調達します。
設計・建設	請負契約後に、プラントメーカーが設計・建設を行います。
運営・維持管理	市が運営・維持管理を行います。 ※運営・維持管理を直営とせず、民間事業者へ委託（単年度契約）するものとして検討するものとします。
メリット	市主体の事業管理が可能となり、政策的な変更に対応できます。 現職員の業務実績・経験を活かせ、現作業員の雇用が確保されます。 従来からの発注手続きや事業のマネジメント手法を活かせるため、導入に際しての手続きはPFI手法よりも推進しやすいと考えられます。
デメリット	設計・建設、運営・維持管理等の業務を個々に発注するので、事業全体を見通した効率化・合理化が図りにくくなり、コスト削減を図る余地が少なくなります。 運営・維持管理を委託する場合は、単年度契約とする場合が多く、毎年契約手続きが必要になり、PFI方式や長期的包括責任委託に比べて事務手続きが増加します。 運営・維持管理に係るコストは、稼働後経年的に高額化する傾向があり、財源の見通しが立てにくくなります。
実施課題	運営・維持管理事業を委託する場合は、継続的に同じ事業者が採用されるケースが多く、事業の透明性、競争性が確保しにくい状況に陥りやすく、運営・維持管理に係るコストの削減が図りにくい傾向があります。
留意事項	運営・維持管理事業については、透明性、競争性、安定性を考慮して複数年契約を導入するなど、事業費の削減、サービス面の充実を図る必要があります。

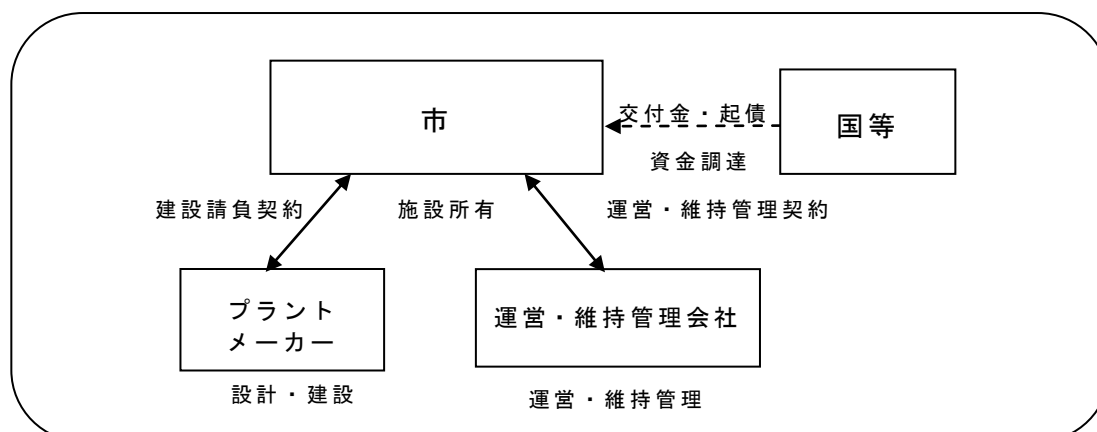


図1 直営（単年度委託）による事業概要

2 長期包括責任委託方式

項目	概要
施設の所有	施設の所有者は、建設・運営期間を通して市となります。
資金調達	交付金、起債、一般財源等により市が費用を調達します。
設計・建設	請負契約後に、プラントメーカーが設計・建設を行います。
運営・維持管理	民間事業者に長期包括責任委託します。
メリット	<p>設計・建設については、従来からの発注手続きや事業のマネジメント手法が活かせ、導入に際しての手続きはPFI方式よりも推進しやすいと考えられます。</p> <p>運営・維持管理期間は長期契約となるため、公設公営方式と比較して契約手続きの負担が軽減されます。また、支払額を一定化できるため、市にとっては財源の見通しが立てやすくなります。</p> <p>民間事業者のノウハウやアイデアを活かした良質で最適なサービスの提供により運営・維持管理に係るコストを削減できる傾向があります。</p>
デメリット	<p>設計・建設、運営・維持管理等の業務を個々に発注するので、PFI方式と比較して事業全体を見通した効率化・合理化が図りにくくなり、コスト削減を図る余地が少なくなります。</p>
実施課題	<p>DBO方式及びPFI方式と比較して、事業者の募集に係る手続きを設計・建設と別途実施するため、実務面における負担増とその費用が増加する可能性があります。</p> <p>市のモニタリングによる事業監視・評価・検証・改善が重要となります。</p> <p>運営・維持管理期間が長期間にわたるため、ごみの減量化を考慮した柔軟な事業費の設定が必要です。</p>
留意事項	<p>運営・維持管理事業者の選定において、競争性を確保するため、系列の維持管理会社以外の民間事業者の参加も考慮することが望まれます。</p>

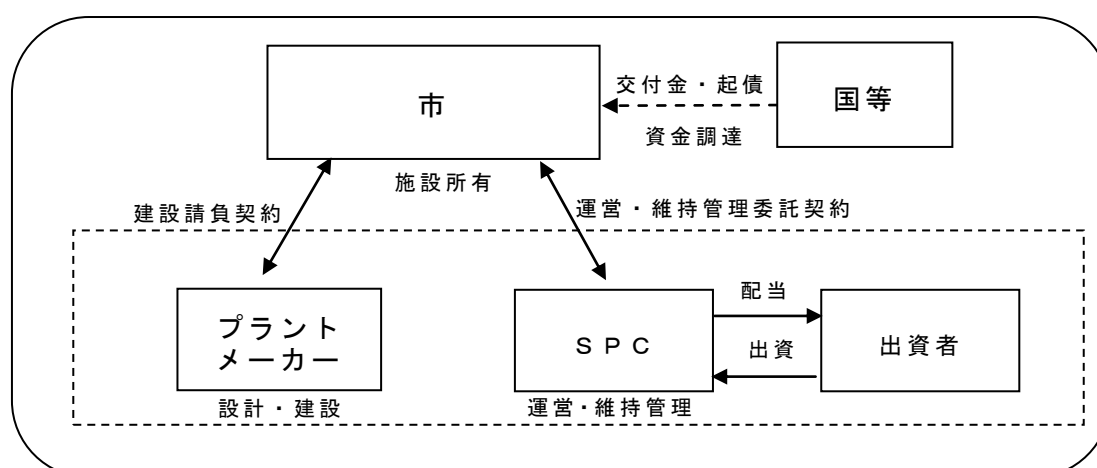


図2 長期包括責任委託方式による事業概要

3 DBO方式

項目	概要
施設の所有	施設の所有者は、建設・運営期間を通して市となります。
資金調達	交付金、起債、一般財源等により市が費用を調達します。
設計・建設 運営・維持管理	市が要求水準を示し、それを基にプラントメーカーが設計・建設を行い、SPCが運営・維持管理を行います。 プラントメーカーとSPCは、市と結んだ基本契約に基づき、設計・建設、運営・維持管理を包括的に受託することにより、適切なリスク分担のもとで、創意工夫を活かした効率的な事業展開が可能となります。
メリット	民間事業者のノウハウやアイデアを活かした良質で最適なサービスの提供、機能性の向上が期待でき、運営・維持管理性を考慮した設計・建設が可能となるため、LCCの削減が図りやすくなります。 リスク分担の明確化により、民間事業者へのリスク移転が可能となり、民間事業者のリスク管理能力を活かした、予防保全の実施、有事の際の適切な対応が図れます。 運営・維持管理期間は長期契約となり、公設公営方式と比較して契約手続きの負担が軽減されます。また、支払額を一定化できるため、市にとっては財源の見通しが立てやすくなります。 事業の選定に際しての透明性、公正性が確保され、事業者選定の経緯が明確になります。 市が施設を所有するため、市中金利と比較して低利な起債を充当できることや民間事業者の税負担が少なくなることから、コストを削減できます。
デメリット	長期契約による財政・サービスの硬直化が懸念されるとともに、市の意向による柔軟な契約内容の変更が行いにくくなります。
実施課題	市のモニタリングによる事業監視・評価・検証・改善が重要となります。 運営・維持管理事業期間が長期間にわたるため、ごみの減量化を考慮した柔軟な事業費の設定が必要です。
留意事項	事業の選定は一括で行いますが、建設請負契約と運営・維持管理委託契約の2契約となります。

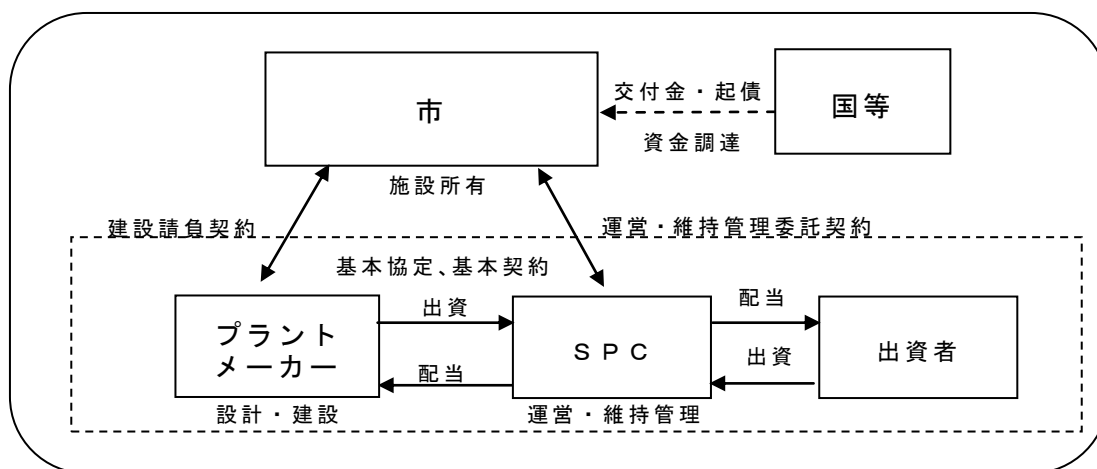


図3 DBO方式による事業概要

4 B T O方式

項目	概要
施設の所有	建設期間中は、民間事業者が所有者となります。 建設後に施設の所有権は市に移転されます。
資金調達	建設期間中、民間事業者が金融機関から資金を調達します。 市は設計・建設費の一部について交付金及び起債により調達し、そのほかを民間事業者が金融機関から資金を調達するものとします。民間事業者が負担した建設費及び運営・維持管理費は、市が割賦でSPCに支払うものとします。
設計・建設 運営・維持管理	市がSPCと設計・建設、運営・維持管理に関する包括的な契約を締結します。SPCは、プラントメーカー、運営・維持管理会社と事業契約を締結します。
メリット	DBO方式と同様ですが、異なる部分を以下に示します。 設計・建設費の一般財源相当分の資金調達は、民間事業者が行うため、市は事業費を後年度に平準化して支払うことができ、公設公営方式に比較して財政負担の集中を回避できます。 市だけでなく、金融機関のモニタリングが期待できるため、健全な事業運営が図られる可能性があります。
デメリット	DBO方式と同様ですが、異なる部分を以下に示します。 資金調達を民間事業者が行いますので、公設公営方式、長期包括責任委託方式、DBO方式等と比較して金利負担が増加するため、コストの削減が図りにくくなります。 施設が民間事業者の所有となるため、民間事業者に法人税、県民税、市民税、事業税が課せられ、こうした税負担により、コストの削減が図りにくくなります。
実施課題	基本的にDBO方式と同様です。
留意事項	イコールフットイング*1の観点から、起債の充当が可能な建設費については、出来高に応じ建設期間中に支払うなどの配慮する必要があります。 所有権移転時の性能保証、運転管理の円滑な引き継ぎなどが重要です。

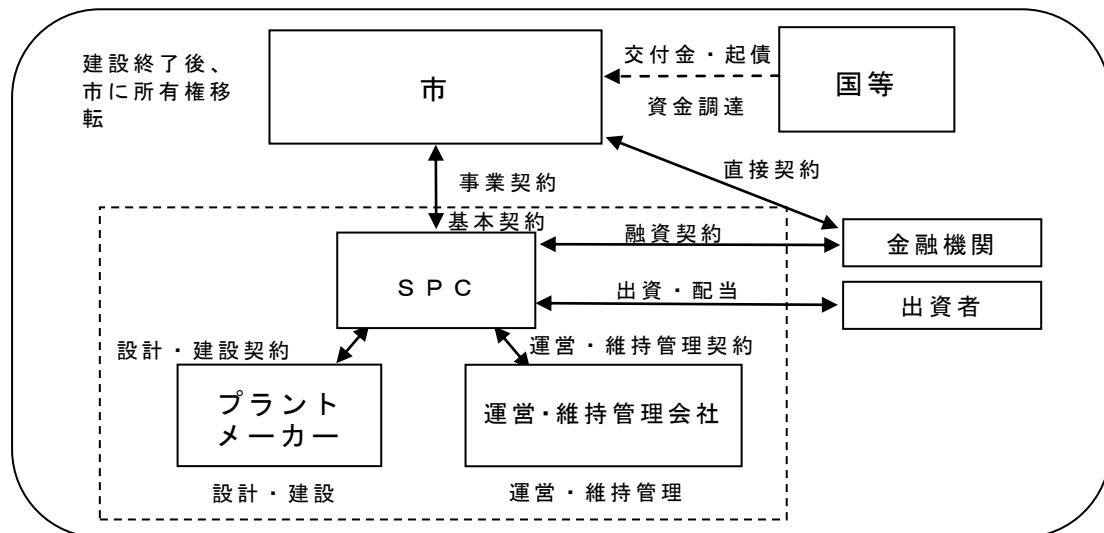


図4 B T O方式による事業概要

*1: イコールフットイング (Equal Footing) :

民間事業者が PFI 事業によって公共サービスを提供する場合に、公共セクターのコスト面での優位差を除去 (又は相殺) して比較することをいいます。

5 BOT方式

項目	概要
施設の所有	施設の所有者は、建設・運営期間を通して民間事業者となります。 事業期間終了後、施設の所有権は市に移転されます。
資金調達	建設期間中、民間事業者が金融機関から資金を調達します。 市は、設計・建設費の一部について交付金により調達し、その他かを民間事業者が金融機関から資金を調達するものとします。 民間事業者が負担した建設費及び運営・維持管理費は、市が割賦でSPCに支払うものとします。
設計・建設 運営・維持管理	市がSPCと設計・建設、管理・運営に関する包括的な契約を締結します。 SPCは、プラントメーカー、運営・維持管理会社と事業契約を締結します。
メリット	DBO方式と同様ですが、異なる部分を以下に示します。 設計・建設費の資金調達の主体が、民間事業者となるため、市は事業費を後年度に平準化して支払うことができ、公設公営方式に比較して財政負担の集中を回避できます。 市だけでなく、金融機関のモニタリングが期待できるため、健全な事業運営が図られる可能性があります。 民間事業者が施設所有者として建物の性能、機能を維持する義務を負うため、公設公営方式に比較してより柔軟に予防保全の実施、有事の際の適切な対応が図られることが期待できます。
デメリット	DBO方式と同様ですが、異なる部分を以下に示します。 資金調達の主体が民間事業者となるので、公設公営方式、長期包括責任委託方式、DBO方式等と比較して金利負担が増加するため、事業費の削減が図りにくくなります。 施設が民間事業者の所有となるため、民間事業者に法人税、県民税、市民税、事業税、事業所税、固定資産税、登録免許税、不動産取得税、都市計画税が課せられ、こうした税負担により、事業費の削減が図りにくくなります。
実施課題	基本的にDBO方式と同様です。
留意事項	施設が民間事業者の所有となるため、DBO方式、BTO方式に比較してより創意工夫を活かせる方式であり、自由裁量の余地を多くし、イコールフットイングに配慮した仕組みの構築を図る必要があります。 所有権移転時の性能保証、運転管理の引き継ぎに留意する必要があります。

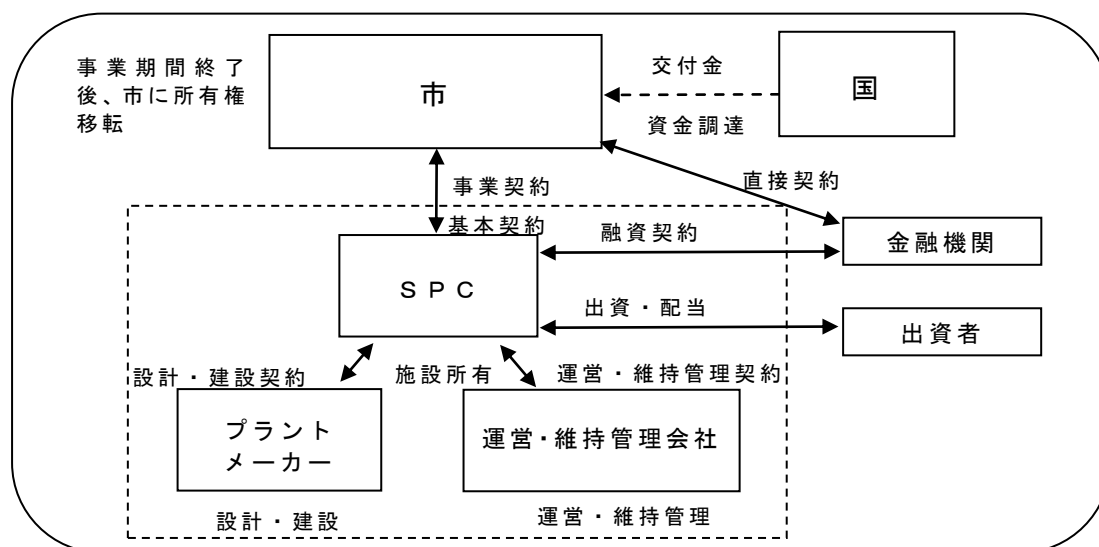


図5 BOT方式による事業概要

6 B O O方式

項 目	概 要
施 設 の 所 有	施設の所有者は、建設・運営期間を通して民間事業者となります。
資 金 調 達	建設期間中、民間事業者が金融機関から資金を調達します。 市は設計・建設費の一部について交付金により調達し、その他を民間事業者が金融機関から資金を調達するものとします。 民間事業者が負担した建設費及び運営・維持管理費については、市が割賦でSPCに支払うものとします。
設 計 ・ 建 設 運 営 ・ 維 持 管 理	市がSPCと設計・建設、運営・維持管理に関する包括的な契約を締結します。SPCは、プラントメーカー、運営・維持管理会社と事業契約を締結します。
メ リ ッ ト	基本的にはBTO方式と同じです。
デ メ リ ッ ト	基本的にはBTO方式と同じです。
実 施 課 題	基本的にDBO方式と同様です。
留 意 事 項	施設が民間事業者の所有となるため、DBO方式、BTO方式に比較してさらに創意工夫を活かせる方式であり、自由裁量の余地を多くし、イコールフットリングに配慮した仕組みの構築を図る必要があります。

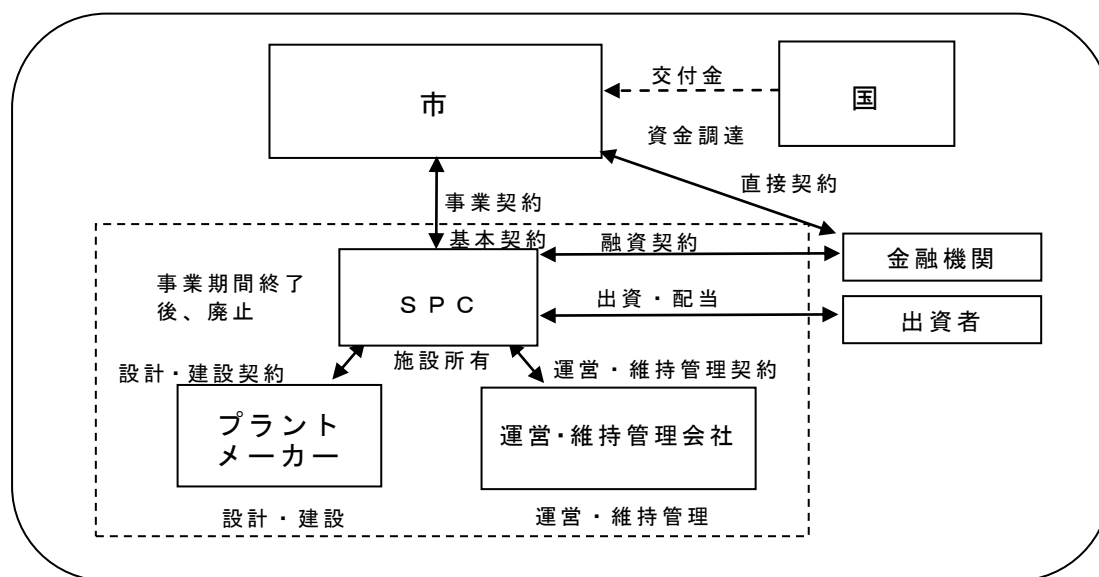


図3-6 B O O方式による事業概要